

都市再生整備計画(第1回変更)

豊中市シェアサイクル推進地区

大阪府 豊中市

令和8年3月

都市再生整備計画の目標及び計画期間

様式(1)-②

都道府県名	大阪府	市町村名	豊中市	地区名	豊中市シェアサイクル推進地区	面積	3,660 ha
計画期間	令和 2 年度 ~ 令和 8 年度	交付期間	令和 令和 年度				

目標
 大目標:公共交通を中心に様々な交通手段を自由に選択でき、便利で快適に暮らせるコンパクトなまちづくりをめざす。
 小目標:シェアサイクルの利用を促進することにより、市民や来街者の利便性・回遊性向上を図り、地域活性化を推進する。

目標設定の根拠

まちづくりの経緯及び現況
 本市は、全国各地への玄関口である大阪国際空港、北部大阪の都市拠点である千里中央地区が位置するなど、恵まれた交通環境を活かしながら、うるおいのある住宅都市であるとともに、府内有数の事業所が集積する都市として発展してきた。「第2次豊中市都市計画マスタープラン」では、本格的な人口減少時代を迎える中、都市の活力を維持していくため、周辺都市との連携や、適切な土地利用の誘導と公共交通を中心としたまちづくりによるコンパクトな都市構造の維持といった考え方に重点をおいて、都市づくりの方針を定めている。「豊中市公共交通改善計画」では、市内の東西交通の強化を課題としていることから、シェアサイクルについて、鉄道、バス等公共交通を補完し、まちの活性化及び市民等の移動利便性の向上を図る手段として、令和元年11月からの3年間の実証実験を経て、令和4年11月から本格的に事業を開始した。
 その後、シェアサイクルの利用は順調に推移しており、利用回数は令和元年11月の実証実験開始時1127回から、令和7年9月時点で42000回と約37倍に伸びてきている。また、新たなポートの設置や既設ポートの増設など、シェアサイクルの利用に関する市民等からの要望も増加傾向にあることから、新たな都市交通システムとして更なる利用環境の充実を図る必要がある。

課題
 ・南北の鉄道路線(駅)から連携する東西交通の強化
 ・人口減少社会を迎える中、公共交通を中心としたまちづくりによるコンパクトな都市構造の維持
 ・大阪市への集中を避け、周辺都市との連携強化
 ・自転車利用環境の改善
 ・モビリティマネジメントの推進
 ・市北部の坂の多い地域での新たな移動手段の確保

将来ビジョン(中長期)
 ・「第2次豊中市都市計画マスタープラン」においては、基本方針として、東西軸の強化を進めるとともに、様々な交通手段を自由に選択できる便利で快適な交通機能の充実を進めるとしている。
 ・「豊中市自転車活用推進計画」では、自転車交通の役割拡大に応じた良好な都市環境の形成や自転車の活用推進による健康社会の実現等を目標に掲げ、シェアサイクルの推進を施策の一つとしている。
 ・前出の課題を解決するために、市内サイクルポートの更なる増設と周辺都市との連携強化を推進する、

目標を定量化する指標

指 標	単 位	定 義	目標と指標及び目標値の関連性	従前値	基準年度	目標値	目標年度
月間利用回数	回	市内の1か月間のシェアサイクル利用回数	利用回数の増加は、人の動きの増加であり、地域活性化への寄与を表す	1,127	令和元年11月	34,000	令和9年3月
月間利用者数	人	1か月に市内ポートを1度でも利用したユーザー数	利用者数の増加は、市内における行動する人の増加につながり、地域活性化への寄与を表す。	390	令和元年11月	6,800	令和9年3月
サイクルポート数	箇所	市内のサイクルポート数(公有地と民有地の合計)	サイクルポート数を増やし、規模と密度を拡大することで、市内各地へのアクセス性の向上が図られる。	27	令和元年11月	170	令和9年3月
市外ポートの相互利用回数	回	1か月間の市外ポートと市内ポート間における利用回数	相互利用回数の増加は、周辺都市との連携強化を示す。	212	令和元年11月	5,100	令和9年3月

計画区域の整備方針	方針に合致する主要な事業
<p>【公共交通の機能を補完する新たな交通システムとして、シェアサイクルの利用を促進することにより、市民や来街者の利便性・回遊性向上を図り、地域活性化を推進する。】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サイクルポートを増設し、利便性の向上を図る。 ・特に鉄道駅周辺等の交通結節点及び市内各所に存する公園のサイクルポート設置を進める。 	<p>【協定制度等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道路占用許可の特例を活用するサイクルポートの設置 ・公園占用許可の特例を活用するサイクルポートの設置
<p>その他</p>	
<p>【自転車施策の推進】</p> <ol style="list-style-type: none"> ①自転車通行空間整備の推進 「豊中市自転車ネットワーク計画」に基づき、幹線道路等における自転車通行空間整備を推進する。 ②放置自転車対策の推進 駅前広場等公共空間における自転車等の放置による通行障害、景観悪化及び機能低下を防止するため、駐輪場の整備、移動・保管及び啓発の放置自転車対策を実施する。 ③交通安全教育・啓発の推進 すべての市民が、交通ルールを遵守し、自身と周りの安全確保に努めることが出来るよう交通安全教育・啓発を推進する。 ④散走の推進 自転車をゆっくりと漕ぎ、散歩感覚で観光・絶景スポットを巡り楽しむ「散走」を推進する。 	

制度別詳細1(道路占用に関する事項)法第46条第10項

制度別詳細【道路占用許可基準の特例】			
制度の活用計画			
占用対象施設		占用の場所	道路交通環境の維持 及び向上を図るための措置
道路 占用 許可 特例 対象 施設	1	自転車駐車器具 (豊中市が実施するシェアサイクル事業用 サイクルポート)	豊中市内の市が管理する全ての道路を対象とする

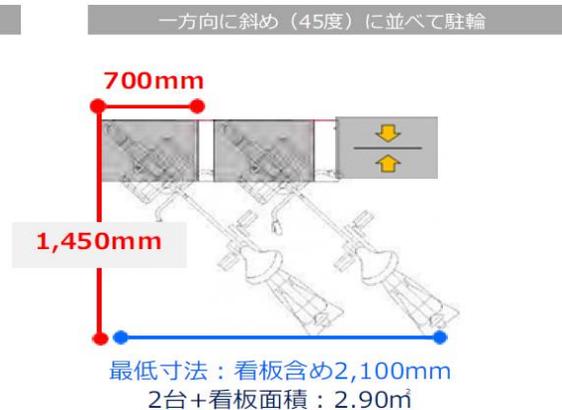
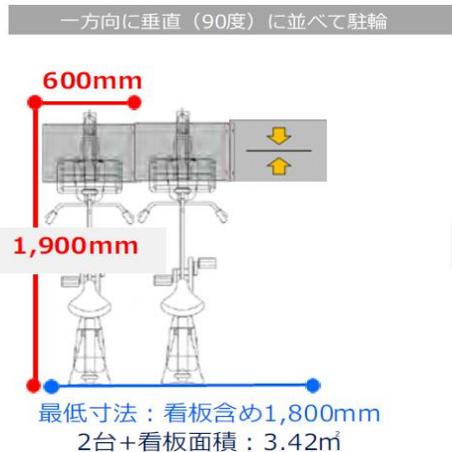
- ・自転車駐車器具周辺の利用者が乗り降りするエリアをこまめに清掃する。
- ・サイクルポート付近で違法駐輪が起きないように、注意喚起を徹底する。
- ・貸出自転車があふれないよう適宜再配置を行う。
- ・歩行者動線上に安全施設を設置する。(区画線、柵、車止め等)

制度別詳細1-2-②(道路占用許可基準の特例): 自転車駐車器具 法第46条第10項
事業番号1

制度別詳細【道路占用許可基準の特例: 自転車駐車器具】

制度を活用して整備・設置する施設等のイメージ

90度ラックのイメージ



45度ラックのイメージ



①看板



W600
D400
H1,200

W350
D340
H900

②専用ラック



W600
D400
H540

③ビーコン



W120
D90
H600

制度別詳細3(都市公園の占用に関する事項) 法第46条第12項

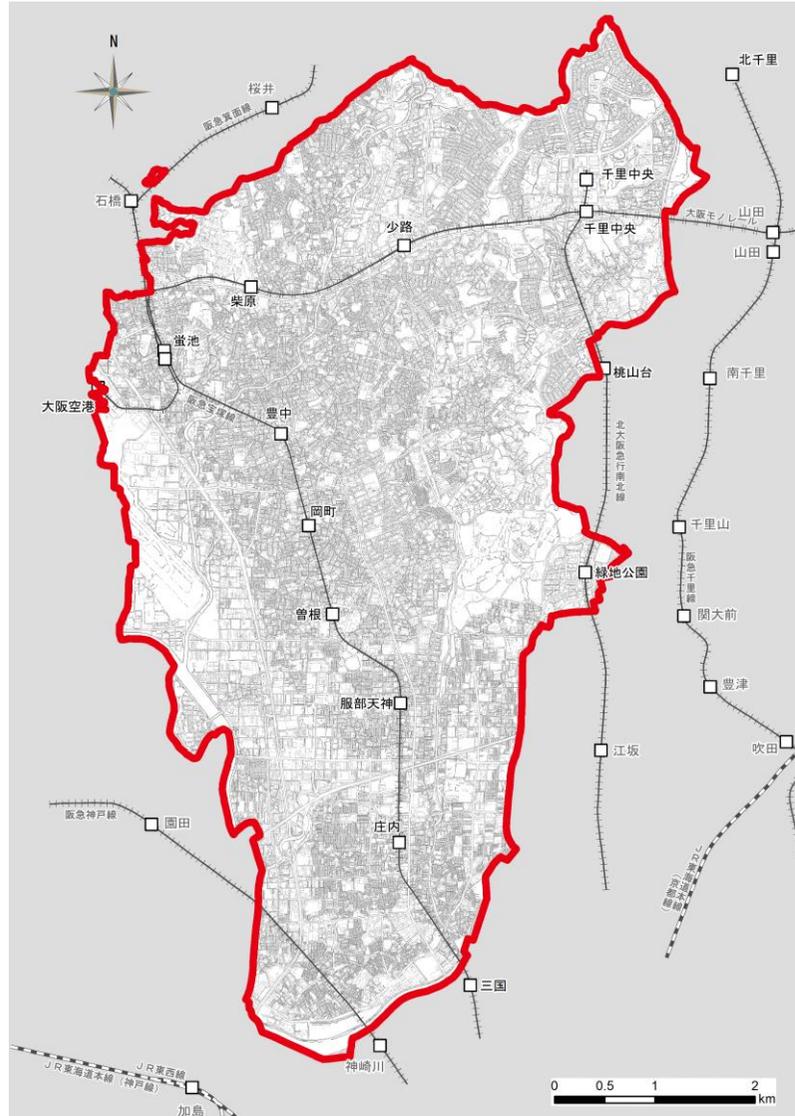
制度別詳細【都市公園占用許可の特例】			
制度の活用計画			
占用対象施設		占用の場所	都市公園の環境の維持 及び向上を図るための措置
都市公園 占用許可 特例 対象施設	1	自転車駐車器具 (豊中市が実施するシェアサイクル事業用 サイクルポート)	豊中市内の市が管理する都市公園及び大阪府が管理する服部 緑地を対象とする。

- ・自転車駐車器具周辺の利用者が乗り降りするエリアをこまめに清掃する。
- ・サイクルポート付近で違法駐輪が起きないように、注意喚起を徹底する。
- ・貸出自転車があふれないよう適宜再配置を行う。

制度別詳細3-1(都市公園の占用に関する事項)法第46条第12項
事業番号2

制度別詳細【都市公園占用許可の特例】

制度を活用して整備・設置する施設等の配置を示す地図



豊中市内の市が管理する都市公園及び
大阪府が管理する服部緑地を対象とする。

凡例

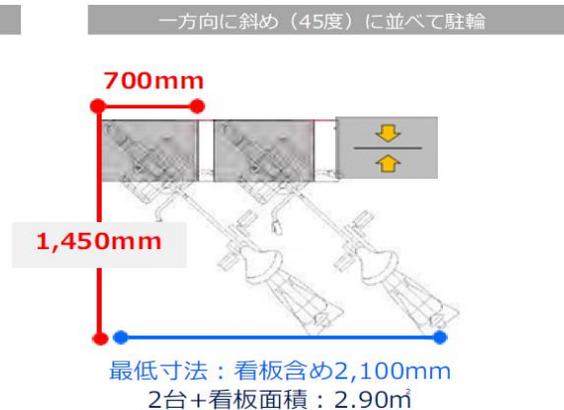
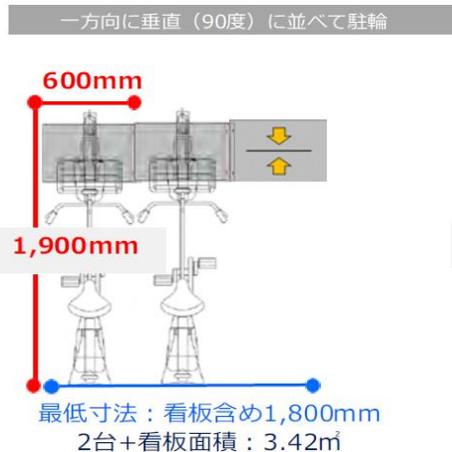
 都市再生整備計画区域

制度別詳細3-2-②(都市公園占用許可基準の特例):自転車駐車器具 法第46条第12項
事業番号2

制度別詳細【都市公園占用許可基準の特例:自転車駐車器具】

制度を活用して整備・設置する施設等のイメージ

90度ラックのイメージ



45度ラックのイメージ



①看板



W600
D400
H1,200

W350
D340
H900

②専用ラック



W600
D400
H540

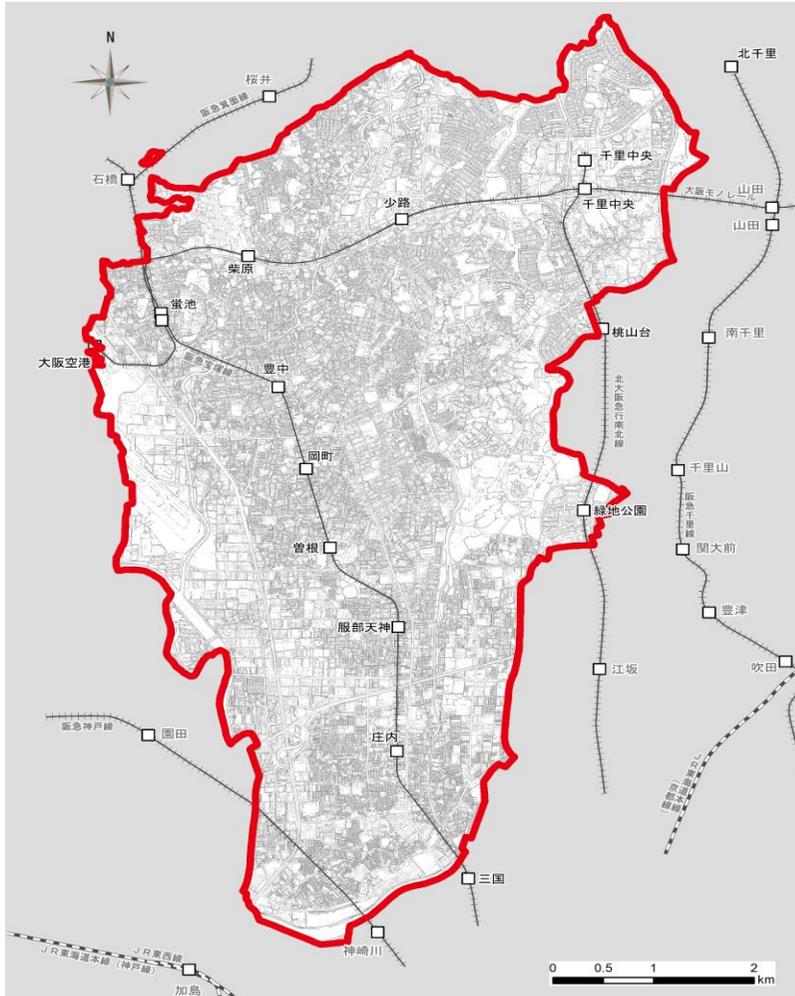
③ビーコン



W120
D90
H600

豊中市シェアサイクル推進地区(大阪府豊中市)

面積 3,660 ha 区域 豊中市全域



豊中市内の市が管理する全ての道路を
特例許可の対象とする。

豊中市内の市が管理する都市公園及び
大阪府が管理する服部緑地を特例許可の対象とする。

凡例
 都市再生整備計画区域

豊中市シェアサイクル推進地区(大阪府豊中市) 整備方針概要図(都市再生整備計画事業)

目標	大目標: 公共交通を中心に様々な交通手段を自由に選択でき、便利で快適に暮らせるコンパクトなまちづくりをめざす。 小目標: シェアサイクルの利用を促進することにより、市民や来街者の利便性・回遊性向上を図り、地域活性化を推進する。	代表的な指標	月間利用回数 (回)	1,127	令和元年11月	→	34,000	令和9年3月
			月間利用者数 (人)	390	令和元年11月	→	6,800	令和9年3月
			サイクルポート数 (箇所)	27	令和元年11月	→	170	令和9年3月
			市外ポートの相互利用回数 (回)	212	令和元年11月	→	5,100	令和9年3月

